

## 第3回浦安市障がい者福祉計画策定委員会 <議事録>

1. 開催日時 平成20年7月28日（月）10時00分～12時00分

2. 開催場所 浦安市役所第3庁舎大会議室

### 3. 出席者

河野康徳委員長、出羽文明委員、児玉賀洋子委員、香川千恵美委員、彦田一夫委員、藤崎広和委員、川口英樹委員、馬場教江委員、田中美樹子委員、白木幸一委員、成田克信委員、仁科房子委員、西田良枝委員、神谷澄子委員、川村傳委員、西田俊光委員、竹谷弘美委員、笥尚行委員、米本慎一委員、木内孝子委員、大塚節子委員、佐久間喜久雄委員、鶴見仲寛委員、指田裕司委員、小瀧修委員、上林正和委員、渡辺正道委員

### 4. 進行

①開会

②議題

- ・ 現行計画における各施策の進捗状況（後半）
- ・ 団体ヒアリングにおける要望及び意見等の状況（後半）
- ・ アンケート調査の実施について
- ・ その他

### 5. 委員会経過

事務局： 開会宣言

委員長挨拶

事務局： 今回の議題①では、現行計画における各施策の進捗状況（後半）部分の説明をさせていただきます。この後半部分は、4. 療育・教育の充実、5. 雇用・就労支援の推進、6. 生活環境の整備、7. 自立と社会参加の促進についての説明となります。

まずお手元の資料のP1をご覧ください。4. 療育・教育の充実の①地域療育事業の充実についてですが、その中の後期基本計画にかかる具体的施策として、「簡易マザーズホームとこども療育センターを統合して「こども発達センター」を設置し、集団及び個別療育を一体化した通園事業や個別療育の相談・訓練回数の増加を図るなど機能を強化します」について、平成19年度の取り組みでは、簡易マザーズホームとこども療育センターの統合により、従来の保育士、保健師が中心となって運営されてきた通園部門（旧簡易マザーズホーム）では、臨床心理・言語聴覚・理学療法・作業療法の各療育専門職がメンバーに加わり、より専門性の高い療育体制の構築に取り組みました。また外来部門（旧こども療育センター）では、平成19年10月から県内ではじめての試みとなる土曜日の相談業務を実施しており、より多くの方に療育支援が行えるように努めています。

次に「福祉担当課、教育委員会、こども発達センター、当事者団体、保護者会、委託相

談支援事業者など関係者による連携体制の強化を図り、特別支援教育に沿って就学前療育（教育）から就学後療育（教育）へのスムーズな移行や親と子のケア体制の充実など、療育体制の充実を推進します」について、平成19年度の取り組みとしましては、引き続き療育（教育）体制の充実を図るとともに、発達支援室・健康増進課・こども発達センター・指導課・障がい福祉課等の各関係機関において内部検討会及び発達支援チームを組織し、発達障がい児が成長していく課程で、各ライフステージの支援機関が効果的な連携・調整等が円滑に行われるよう検討しました。具体的には、こども部の発達支援室では、乳幼児期から成人期に至るまでのライフステージで途切れることなく、一貫した支援を実現するために、個別支援計画を策定し、また各ライフステージの切れ目に個別調整会議の実施を検討しています。この個別支援会議には、保護者をはじめ、子どもにかかわる現関係機関や、次の関係機関の担当者、あるいは関係者等が参集して行い、次の支援機関へ円滑に情報等を引き継ぎ、子どもの一人ひとりのニーズに応じた支援の充実を図ることを目的としています。

次にお手元の資料の P2 をご覧ください。「特別支援教育に向け、教育的効果のある支援体制の確立を図ります」について、平成19年度の取り組みとしましては、各校が個別指導計画の作成に取り組める環境整備を巡回訪問の機会を通して支援しました」について、この巡回指導についての具体的な内容としましては、「まなびサポート事業」として、平成18年度から指導主事、臨床心理士、言語聴覚士等が、幼稚園や小中学校を巡回し、相談にのっています、また平成19年度には、保育園も対象とし、平成20年7月からは「まなびサポート」に理学療法士と作業療法士が加わり、12保育園、14幼稚園、17小学校、8中学校を対象に、定期的な巡回を行っているところです。

その次に、「LD（学習障がい）、AD/HD（注意欠陥/多動性障がい）、高機能自閉症等に対する理解を深めるための教職員の研修の実施を図ります。特に各校に即した内容での研修について検討します」について、平成18年度の取り組みとしましては、巡回訪問等で各校の個別の相談を受け、継続的な相談、研修会への参加等に努め、教職員向けの啓発リーフレット作成の検討も行いました。また平成19年度に改正学校教育法が施行され、LD、ADHD等を含む障がいのある児童生徒に対して、適切な教育を行うことが規定されました。指導課では、教職員向けのリーフレットを配布し、まなびサポートの巡回によって、先生方のアドバイスをするなど、具体的な支援方法を保護者との相談を生かしながら進めています。

次に P4 をご覧下さい。「特別支援学級と通常学級の担任教員の交流、共同研修等を通して、教職員全体の障がいと障がい児に対する理解を促進し、学校全体で障がい児を支える体制の拡充を図ります」について、現在では、教職員等の障がいに対する理解を深めるために、研修の機会を増やしています。管理職やコーディネーター、学級担任、2年目教員、補助教員、少人数推進教員など、様々な階層に応じた内容で実施しています。

次に P5 をご覧下さい。「障がい者福祉センターの通所更生施設及び授産施設等の機能のさらなる充実を図り、利用者の滞留化を防ぐ措置を講じるとともに、障がい者就労に向けた取り組みについて検討します」について、平成20年度の取り組みとしては、市内に居住する障がい者が就労の場や機会を得られるよう支援を行うとともに、障がい者を雇用している又は雇用を希望している事業者に対し、障がい者の就労の定着を図る支援を行う

など、障がい者と事業者の架け橋となり、障がい者の就労・雇用が円滑に行われることを目的とし、「障がい者就労支援センター」の整備を行いました。この障がい者就労支援センターは、今年の4月に旧第一福祉作業所内において開設され、NPO 法人タオが運営を行っています。このセンターの利用時間としましては、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時30分となっています。土曜日は相談のみの対応で、第2・4土曜日の午前10時から午後4時までとなっています。日曜日、祝祭日、第1・3・5土曜日及び年末年始は休業日となっています。

次に P6 について、「身体障がい者が作業訓練を行う場については、今後必要に応じて検討していきます」について、平成20年度の取り組みとしては、引き続き就労支援施設の設置に向けて検討を行うとともに、運営事業者、建築に係る設計事業候補者等を選定するにあたり、適正な執行を確保するため、「浦安市障がい者等就労支援施設運営事業者等選定委員会」を設置しました。この就労支援施設の運営事業者の募集要項については、8月に市のホームページ及び広報等に掲載する予定です。

次に P7 をご覧下さい。「交通バリアフリー法に基づく基本構想の中に定める特定経路に対するバリアフリー化の道路整備事業を主要課題として捉えていきます」について、平成18年度の取り組みとしましては、シンボルロード南側歩道約600mのバリアフリー化工事を実施しました。具体的には、新浦安駅のショッパーズプラザ裏側の交差点の段差解消や明海大学前の歩道約600mに点字ブロックを設置しました。

次に「自転車駐車場の整備を進めるとともに、放置自転車の撤去移送回数を増やし、撤去の強化を図ります」について、この放置自転車問題については、特に浦安駅周辺と新浦安駅周辺で問題となっており、撤去回数を増やすのみならず、撤去方法も変えました。具体的には、1週間同じ場所を重点的に撤去したり、また警告カードを3段階に分けて市民に知らせたりしております。

次に P8 をご覧下さい。「障害者自立支援法の指定事業者との連携を図り、移動支援事業の充実を図ります」について、平成18年度の取り組みとしましては、障害者自立支援法の指定事業者との連携を図り、移動支援事業を実施しました。平成18年度における利用実績としましては、身体障がい者（児）66人、知的障がい者（児）79人、精神障がい者（児）3人の計148人となっています。この移動支援事業については、障がい者等の社会参加を促すことを主たる目的として、障がい者や障がい児については年間で480時間、介護保険対象者については300時間、視覚障がい者については年間で600時間を支給決定させていただいております。しかしながら地域自立支援協議会等を通して、市としても様々な問題を認識しているところです。例えば市内の各事業所の人材が不足しており、利用者のニーズに沿ったサービスの提供が受けづらくなっていることがあげられます。この問題は全国的なものではありますが、本市では事業者を対象とした研修会等を企画し、障がいに対する理解を深めましたが、今後も継続的な研修会の実施や、また事業者が参入しやすい環境を整備していくことが必要であると考えています。

次に「福祉タクシー事業の充実を助成事業とともに継続していきます」について、平成18年度の取り組みとしては、福祉タクシー事業を実施し、障がい者等が通院、訪問、会合への出席等のためにタクシーを利用する場合において、その料金の一部を助成することにより、タクシーの利用を容易にし、社会活動の範囲を広め、もって心身障がい者等の福

社の向上を図りました。平成18年度の実人数は474人となっています。この福祉タクシー制度を利用できる対象者、身体障害者手帳1・2級（視覚障がい者は3級以上）と、療育手帳〇A、Aの1、Aの2、精神保健福祉手帳1・2・3級の方になっています。しかしタクシーを利用できない利用者や、また利用者からも意見としてでている「ガソリン代の助成制度」についても、本年度検討しているところです。

次にP9をご覧ください。「グループホーム等の入居者に対する家賃の一部を助成します」について、平成19年度に障がいの地域生活移行を促進する為に、グループホーム等の入居者に対する家賃の一部を助成しました。このグループホーム等入居者家賃助成については、グループホーム、ケアホーム、生活ホーム等に入居する障がい者が支払った家賃の助成することによって、障がいの経済的負担を軽減し、障がいの自立や地域移行の促進をすることを目的とした制度で、平成19年4月の家賃分から助成を行っています。家賃助成額は、月額25,000円範囲内で、家賃の2分の1に相当する額としています。助成人数は平成19年度で11人となっています。

次にP10をご覧ください。「身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の団体等が生活ホーム、グループホーム等を開設する際には、側面的支援を行います」について、このグループホームの支援策については、県と市が主に行っています。具体的には、開設支援費補助については、県の補助事業となっており、定員1人あたり3万円の補助金が支給されています。それ以外に今年度から、県の補助金交付要綱が制定され、地域生活体験事業が新規補助金として追加されました。この地域生活体験事業とは、知的障がい者及び精神障がい者の方が、施設や病院から地域生活移行を希望する場合に、一時的に居室が必要な障がい者に対し、居室を提供した場合に要する人件費、運営費等を補助するものです。この補助事業については、今年度より市でも検討しているところです。

次にP11をご覧ください。「災害時における要援護者に対する情報伝達体制や避難体制等について構築していきます。また、パンフレット等の配布などを視野に入れ、要援護者自身の防災意識を高めていけるよう検討を行います」について、平成20年度の取り組みとしては、要援護者の防災意識を高めるために、パンフレットの配布等の具体的な事業を検討します。また災害時における福祉避難所についても検討します。具体的には、災害時に要援護者の避難支援を行うためには、市の福祉関係部局が把握した高齢者や障がい者等の要援護者の情報を、災害関係部局と連携して、自主防災組織や民生委員児童委員等の関係機関と前もって共有しておくことが重要であると考えています。浦安市では、平成19年2月に内部検討会を行い、今後の処遇方針を検討し、平成20年度には、災害時要援護者の対象範囲を取り決めて、災害時要援護者の名簿の作成や避難体制についても検討していく予定です。

次にP12をご覧ください。「成年後見制度による支援を必要とする障がい者に対し、その利用の促進を図ります」について、平成19年度の取り組みとしましては、障がい者総合相談支援事業所と連携し、成年後見制度が必要と判断される方については、引き続き利用の促進を図りました。またこの成年後見制度については、社会福祉協議会が市民向けのリーフレットを作成し、社会福祉課や障がい福祉課等の窓口でも配布しています。またこの社会福祉協議会が窓口となって、成年後見制度に関する弁護士相談もおこなっております。

委員長： ただ今の事務局の説明に対し、何かご意見やご質問はありますか。

委員： P1の下から2つ目の後期基本計画にかかる具体的施策の「福祉担当課、教育委員会、こども発達センター、当事者団体、保護者会、委託相談支援事業者など関係者による連携体制の強化を図り、特別支援教育に沿って就学前療育（教育）から就学後療育（教育）へのスムーズな移行や親と子のケア体制の充実など療育体制の充実を推進します」について、平成19年度の取り組みとしては、「引き続き療育（教育）体制の充実を図るとともに、発達支援室・健康増進課・こども発達センター・指導課・障がい福祉課等の関係機関において内部検討会及び発達支援チームを組織し、発達障がい児が成長していく課程で、各ライフステージの支援機関が効果的な連携・調整等が円滑に行われるように検討しました」について、保護者や委託相談支援事業者が抜けているが、その理由をお聞かせいただきたい。

次にP2の上から3つ目の平成19年度の実施予定の部分の「教育、福祉、就労等の互いの連携を深めるべく、連絡協議会、検討会を立ち上げ、促進を図りました」について、この連絡協議会とはどのようなものであるのかお聞かせいただきたい。また促進を図ったという意味もどのような形で行ったのか教えていただきたい。

委員： この部分は平成19年度の取り組みを書いたものであって、平成20年度ではネットワークを構築し、その中でメンバー等も含め検討していきたいと考えています。

委員長： この資料の中の①進捗状況調査のAからEの評価はどのような基準になっているのか教えていただきたい。

委員： 議題①は、昨年度、各課に進捗状況調査を行い、自己評価をいただいたものになっています。Aは完了、Bはかなり進んだ、Cはある程度進んだ、Dはあまり進んでいない、Eは未着手となっています。

委員： 平成19年度の進捗状況について、連絡協議会等は立ち上げていません。

委員： 特別支援教育について、視覚障がい者はその見え方には何段階かあります。その中で、ある程度視力のある人もいます。そのような子は各学校へ通学しているため、各学校はその子の見え方はどの程度であるかなどを把握し、文字の大きさなどの配慮をしてもらいたいと思います。また以前は盲学校がありましたが、最近、盲学校は縮小され特別支援学校となっています。この特別支援学校との連携も必要であると思います。

次に先程事務局から就労支援センターは開設されたとの報告がありましたが、視覚障がい者に対する配慮はどのようになっているのか、またどのような運営になっているのか、具体的に情報をいただきたいと思います。私達はこの就労支援センターの中身や、スタッフもどのような方がいるのか分からない状況です。

最後に交通バリアフリーについてですが、具体的に信号機に音が出ないため、視覚障がい者にとっては、外出等が困難な状況です。このことについて、団体から市長にお願いをしていましたが、その管轄の警察からは、自治会長から承諾書を取ってきて欲しいと言われて、おかしいと思いながらも対応しました。対応された警察側も担当者が1名であり、市との連携が不十分であると言っていました。交通バリアフリーについては、地域住民の協力は必要であると思われませんが、そのことを当事者や自治会にお願いをするのはちょっと違うと思います。行政側が主導になって、社会に出て行ける環境を整備し、取り組んで欲しいと思います。高田馬場ではこの信号機対応を積極的に行っています。

委員： 現在、視覚障がいについての専門職はいませんが、県立盲学校の先生をお呼びし、研修会等も実施しております。また文字についても拡大して、生徒が見やすいような配慮を行っています。

委員： 就労支援センターの啓発等については、センターと連携を図り検討したいと思います。今年の4月から就労支援センターが設置されましたが、一般就労に結びついた利用者は、知的障がい者2名の実績があります。

委員： 委員の言われたとおり、この件については行政側が主導で行っていかなければならないと思います。また各団体にご協力いただけることがありましたら、お願いをしたいと思います。

委員： P10の具体的施策の中の「身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の団体等が生活ホーム、グループホームを開設する際には、側面的支援を行います」について、この団体等の等は、事業者やNPO法人は入っているのでしょうか。また先程事務局より平成19年度の取り組みの中で、グループホームではなく生活ホームであるとの訂正がありましたが、ここにはグループホームやケアホームは含まれるのでしょうか。また平成20年度はどのように考えているのでしょうか。

事務局： まず団体等の等の部分は、事業者やNPO法人についても含まれていると考えています。また平成19年度までは生活ホームのみの運営費補助を行っていましたが、平成20年4月に千葉県では補助要綱が制定されまして、グループホーム等の運営と、地域生活体験事業が新規補助事業として加えられ、市としてもこれらの補助について、平成20年度から検討していきたいと思っています。

委員： グループホーム設置者に対し、市から何も支援を行ってもらえなかったのが現状です。

事務局： グループホーム設置者は物件を確保しようとしても大家などの理解を得られず、困難な状況です。啓発等も含めて、重要であると思います。

委員長： グループホームは知的障がい及び精神障がいの利用者を受けていますが、身体障がい者の受け入れは可能でしょうか。またその定義みたいなものがあれば、提示していただければと思います。

事務局： グループホーム及びケアホームについては、知的障がい者及び精神障がい者のみの利用となっています。定義等については、お調べして次回の委員会で提示させていただきます。

委員： P11の防災・防犯体制の整備についてですが、重度・障がい者に対する支援について、公民館等の避難場所を確保したとしても、重度障がい者にとっては、そのような環境の中で避難生活を送るのは非常に困難です。介護の問題や人間の尊厳について考慮した上で、防災課や社会福祉協議会等の今後の関わりはどのようになってくるのでしょうか。

委員： 災害時では安否確認が必要となってきますが、その前には事例の把握が必要不可欠であり、その個人のデータをどのように流すのが問題となっています。

委員： P2の③発達障がい者支援体制の整備について、平成19年度の取り組みとしては、「障がい者の早期発見、就学前の発達支援、学校における発達支援、就労支援、地域生活における支援及び家族支援などの必要な支援を行うために、保健・福祉・教育に関する業務を行っている健康増進課、こども発達センター、指導課、障がい福祉課などが集まり定期的に検討会を開催します」について、この検討会はどのような形で行われていますか。また定期的に開催しているのか等を含めて、お聞かせいただきたいと思います。

次に同じページの中の「特別支援教育に向け、教育的効果のある支援体制の確立を図ります」について、平成19年度の取り組みとして、「各校が個別指導計画の作成に取り組める環境整備を巡回訪問の機会を通して支援しました」とありますが、この個別指導計画について、対象となる特別支援学級や普通学級の生徒の数の把握はされているのでしょうか。また評価はCとなっていますが、あわせてその説明もお願いします。

最後に「研修会等を通じ、特別支援学級、通常学級及び通級指導教室担当教員の資質・力量の向上を図ります」について、平成19年度の取り組みとしては、「校長、教頭、教務主任、特別支援教育コーディネーター、補助教員それぞれの研修会を充実させました」について、その研修会の内容を具体的に教えて欲しいと思います。

委員：ここでは担当が障がい福祉課になっており、こども発達支援室で評価した内容ではありませんが、現在の取り組み状況としましては、健康増進課、こども発達センター、指導課、障がい福祉課、発達支援室の職員が集まり、発達支援チームを編成し、個別支援計画等について検討を行っているところです。ここでは定期的に検討会を開催しているとは書かれていますが、随時検討会を開催しているのが現状となっています。

委員：個別指導計画については、巡回訪問等を実施する中で、通常の学級に在籍している生徒及び特別支援学級に在籍している生徒の数を把握していますが、現状としてはあまり進んでいません。

また研修会については、発達障がいに関する理解を理解と対応を高めるために、研修の機会を増やしています。その研修会の内容としては、管理職や学級担任、教員など様々な階層に応じた研修会を実施しています。

委員：今年度、非常ベルの設置が義務化されたため、非常ベルと聴覚障がい者用屋内信号装置の給付を希望しましたが、耐用期間年数がある為、現状では給付できないと言われました。県や市が非常ベルの設置を義務化するのであれば、障がい福祉サービスでは給付を認めて欲しい。

委員長：今の委員のご発言については、参考意見としたいと思います。

それでは議題②団体ヒアリングにおける要望及び意見の状況について、事務局より説明願います。

事務局：次にP15をご覧ください。議題②団体ヒアリングにおける要望及び意見の状況についてご説明させていただきます。

まず療育内容・体制の充実等の内容についての進捗状況ですが、平成19年度に簡易マザーズホームとこども療育センターを統合して、こども発達センターを設置しました。この統合により、従来、保育士・保健師が中心となって運営されてきた通園部門にじいろ（旧簡易マザーズホームでは、臨床心理・言語聴覚・理学療法・作業療法の各療育の専門職がメンバーに加わり、より専門性の高い療育体制の構築に取り組んでいるところです。また個別の相談・指導・機能訓練等を行う外来部門（旧こども療育センター）では、平成19年10月から県内で初めての試みとなる土曜日相談業務を実施し、より多くの方に療育支援が行われるよう努めています。更に、配慮を必要とする子どもとその家族の方々の地域における生活を支援するため、福祉部門の各課や保育園・幼稚園或いは教育委員会等、関係機関との連携にも努めています。

次に発達支援センター構想についてですが、発達支援室では、乳幼児期から成人期に至

るまでライフステージで途切れることなく一貫した支援を実現するため、子どもの支援ニーズに沿った個別支援計画を策定し、この計画を一つのツールとして就園前や就学前などのライフステージの切れ目に個別調整会議の開催を検討しています。この個別支援会議については、保護者も始め、子どもに関わる現関係機関や次の関係機関の担当者、あるいは関係者等が参集して行い、次の支援機関へ円滑に情報等を引き継ぎ、子ども一人ひとりのニーズに応じた支援と体制の充実を図ることを目的としています。

次に P16 をご覧下さい。行政側の求人が少ない、行政として就労の場の提供が少ないについて、人事課に確認をしたところ、市役所での障がい者雇用については、平成18年度に障がい者枠を設け募集をかけました。（2名の募集で7名の応募）また「障害者の雇用の促進等に関する法律」において定められている雇用率は、国及び地方公共団体においては2.1%以上、教育委員会においては2.0%以上とされています。浦安市の平成20年6月1日現在の状況は、教育委員会で2.21%、市長部局で2.32%となっています。今後においても引き続き、障がい者雇用の促進に努めます。

次に P17 をご覧下さい。障がい者福祉センターにある通所更生施設の利用者は、定員の40名に達しています。定員については、弾力的な対応を是非お願いしますについて、障がい者福祉センターにおいて引き続き積極的な就労支援を行う一方で、平成20年4月から開設された就労支援センターにおいても、障がい者に対する一般就労に向けた積極的な支援を行っています。このようにして、障がい者福祉センター利用者の適性に応じた訓練及び就労等の支援を行うことにより、新規のセンター利用希望者の受け入れを行うことができるようになると考えられます。また第2期基本計画の新規計画事業としており、旧第1福祉作業所の再整備やニーズ等を踏まえた、障がい者のための福祉施設を東野地区に整備することを検討します。

次に就労支援センターの早期設置等については、多くの障がい者が就労の場や機会を得られるよう支援を行うとともに、障がい者を雇用している（または雇用を考えている）事業所等に対し、障がい者の就労の定着を図る支援を行うなど、障がい者と事業者との架け橋となり、障がい者の就労・雇用が円滑に行われることを目的として、平成20年4月に浦安市障がい者就労支援センターを設置しました。障がい者就労に係る支援業務については、①の就労相談業務から⑩の就労支援ネットワーク業務が主な業務内容となっています。

次に P18 をご覧下さい。生活環境の中の避難・誘導體制の整備についてですが、こちらは国の災害時要援護者の避難支援ガイドラインを踏まえ浦安市では避難支援プランを策定していくために、平成19年2月19日に内部検討会を行い、今後の対処方針等について検討しました。また平成20年度には、災害時要援護者の対象範囲を取り決め、災害時要援護者の名簿作成、避難支援体制についても検討していきます。国の災害時における対応イメージとしては、災害時及び災害が予想される場合は、まず市町村が避難準備情報を発令し、災害時要援護者支援班から消防団、自主防災組織、サービス事業者等の福祉関係者へ、要援護者や避難支援者に伝えられます。その後、避難支援者と要援護者は避難を開始し、避難完了後、避難所の支援班が安否確認を行います。

委員長： 今の事務局の説明に対して、何かご意見やご質問等がありますか。

委員： P15の発達支援センター構想について、個別支援会議の開催を考えているようですが、先程の進捗状況に関する事務局からの説明の中では、行政機関のみの職員による会



議であるとの説明を受けました。今後はどのように考えていますか。

委員：先程、事務局から説明のあった内容については、平成19年度のことであって、平成20年度からは当事者や関係団体を交えることも考えています。

委員長：それ以外に何かご意見等がありますか。

ご意見等がないようでしたら、次の議題③アンケート調査の実施について、事務局より説明してもらいます。

事務局：P21をご覧ください。③アンケート調査の実施についてご説明させていただきます。このアンケート調査の目的としましては、障がい者の実態や課題、意見や要望を把握するために実施するものです。調査対象者は各手帳所持者とし、対象者数については、それぞれ記載されている数になります。また前回のアンケート調査では、発達障がいのある方への調査は行っていませんでしたが、今回の調査では、その部分も含めたものにしたいと考えています。発達障がい者に対する具体的な実施方法につきましては、後日各団体と調整し決めていきたいと思っています。

次に調査票の構成について、ご説明させていただきます。問1から問5までは基礎的事項に関する項目となっています。問6から問8については、生活環境に関する項目になっています。また障害者自立支援法に基づくサービスについての項目にもなっています。また問9及び問10は欠番になっていますが、正式なアンケート調査を作成する時には欠番をなくします。問11から問26については、基本計画についての項目になっています。問27及び問28については、国や県、市への希望・要望の項目になっています。問29については、自由記述となっています。以上です。

委員長：ただ今の説明に関しまして、何かご質問やご意見等がありましたらお願い致します。

委員：今年度より開設している就労支援センターの利用についての評価等の項目があった方が良いと思います。またサービスの項目について、聞く内容を変えた方が良いと思います。例えばP35の就労移行支援と就労継続支援、グループホーム及びケアホームのサービス内容について、満足をしていない理由として市役所の支給決定量が少ないとの項目があるが、このサービスは支給量を定められるものではないので、削除しても良いと思う。その項目に追加として、例えば条件や賃金が安いなどの項目を追加しても良いと思います。またサービスを利用したいかどうかを問う項目がありますが、「3. わからない」にチェックした場合、その理由も書かせた方が良いと思います。このようにして、それぞれのサービスに応じた項目を作成した方が良いと思います。

委員：P44の問18の選択項目の中に相談支援事業者があるが、この相談支援事業者とは、受託している浦安市総合相談センターのことを指しているのでしょうか。もしそのようなことであれば、正式な名称で記載して欲しい。また県の相談機関である「がじゅまる」も項目に入れた方が良いと思います。

委員：P29の中の問7-1で、今後どのような暮らし方を続けたいと考えているかの設問に対し、「1. ひとり暮らし」と「2. 仲間4～5人での共同生活（グループホーム）」と答えた人に、その生活を実現するためには、具体的な必要な支援は何か（例えば、家賃補助とか市営住宅の障がい者枠の拡大など）の設問があったら良いと思います。

次にP31の中の（3）児童デイサービスの説明文の内容について、浦安市の場合、就学前のこども発達センターの利用くらいしかイメージが湧かないと思います。アンケート

調査票は18歳未満までの方と書いてありますが、18歳までの利用方法を具体的に書かなければ、既に利用している以外、利用希望の回数等は書けないと思います。

次にP36の中の(12)グループホーム・ケアホームの設問で、「3. 満足していない」と回答した人に対して、理由の1と2の内容はおかしいと思います。何故ならば、現に利用しているで、サービスの量の問題は考えられないと思います。P37の(13)施設入所支援についても(12)のグループホーム・ケアホームと同様であると思います。

次にP44の問18の後に、相談した後の満足度の設問があった方が良いと思います。また不満があった時は、その理由についても回答してもらった方が良いと思います。

またそれ以外に、相談体制整備について、当事者や家族が望む相談体制はどのようなものが分かる設問を追加した方が良いと思います。またこれまで浦安市では、児童育成クラブでの障がい児の受け入れの実績がありますが、この児童育成クラブについての設問を取り入れた方が良いと思います。(評価やニーズ、過去の利用者にはその評価)

事務局： ご意見としてお伺いしましたので、調査票に盛り込める所は追加をさせていただきたいと思います。しかしながら設問が多くなると、調査票の回収率が悪くなるということもありますので、全体のバランスを考えた上で、また委員の皆様にお示ししたいと考えています。

委員： P30のホームヘルプサービスの設問について、現状としては、明らかにサービスを提供してもらえない時間帯があります。そのあたりを酌み取れる調査項目を設定した方が良いと思います。

委員長： それではちょうど定刻となりましたので、委員会を終了したいと思います。事務局より何か補足することはありますか。

事務局： 当初のスケジュールでは8月は休会となっているため、アンケート調査については、訂正したものを委員の皆様へ送付させていただきました。その中でご意見等がございましたら、個別にご意見をいただくという形でよろしいでしょうか。

～(特に意見なし)～

また次回の委員会は9月の開催となりますが、この時期は議会と重なりますので、日程を調整後、1ヶ月前を目途にご案内を文書にて送付させていただきます。

委員長： それでは、本日の会議はこれで終了とさせていただきます。これからもご協力をいただきますようお願い致します。本日はありがとうございました。